

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画

平成21年 7月13日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
西日本高速道路株式会社

【目次】

1	高速道路利便増進事業	
1	法第4条第10項第1号に規定する高速道路利便増進事業	1
2	法第4条第10項第2号に規定する高速道路利便増進事業	
(1)	平日夜間割引()	2
(2)	平日夜間割引()	3
(3)	平日深夜割引	3
(4)	休日深夜割引	4
(5)	平日昼間割引()	4
(6)	平日昼間割引()	7
(7)	休日昼間割引	8
(8)	休日特別割引	12
(9)	通勤割引(距離制限緩和)	14
(10)	一般国道1号(第二京阪道路)等における深夜割引	17
(11)	一般国道2号(広島岩国道路)等における通勤割引	17
(12)	一般国道1号(第二京阪道路)等における早朝夜間割引	21
(13)	大口・多頻度割引の契約単位割引	21
(14)	休日バス割引	22
(15)	関門特別区間等割引	22
(16)	一般国道2号(広島岩国道路)における割引	23
(17)	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線等における 乗継利用割引	23
(18)	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引	23
(19)	一般国道1号(第二京阪道路)連続利用割引	24
(20)	高速自動車国道中央自動車道西宮線、高速自動車国道 近畿自動車道天理吹田線、一般国道1号及び478号(京滋バイパス) 及び一般国道1号(第二京阪道路)ネットワーク利用割引	24
(21)	高速自動車国道沖縄自動車道特別割引	25
(22)	休日夜間割引	25
(23)	平成21年度お盆期間特別割引	25
2	高速道路貸付料の額の減額	27
3	一般会計に承継される機構債務	27

4	計画期間	29
5	実施体制	29
6	協定の変更	29

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第4条第2項に基づき共同して作成し、平成21年3月10日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第4条第8項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

1 法第4条第10項第1号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

（1）事業の内容

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路（以下単に「高速道路」という。）のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号イに規定するETC通行車をいう。）の通行の用に供することを目的として、平成21年4月1日から平成30年3月31日まで間に供用されるものの整備に関する事業（修繕に係る工事のうち機構が会社からその費用に係る債務を引き受けることとなるものを含む）であって、（2）に掲げる目標の達成に資することによって、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進が図られると認められるもの（以下「スマートインターチェンジ整備事業」という。）。

（2）整備目標

スマートインターチェンジ整備事業の実施により、高速道路のインターチェンジ間隔の平均を欧米並み（約5km）に改善することを念頭に、当面、人口・産業等が集積する平地部、高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村等における整備に重点を置くこととする。具体的には、平成30年3月31日までに、全国で概ね200箇所を整備し、会社においては別紙-1に記載する高速道路を対象に66箇所を整備する。

（3）事業の手続き

概ね以下の手続きを進める。

都道府県、地方整備局等広域行政を担う関係機関及び会社が連携し、あらかじめ、スマートインターチェンジ整備事業の実施による土地利用や産業政策等について広域的に検討。

高速道路と接続する道路の管理者である地方公共団体、会社及び関係機関からなる地区協議会での個別箇所毎の検討。

地方公共団体が会社及び機構に当該スマートインターチェンジ整備事業に係る実施計画書を提出。

会社及び機構が、毎年度、新規整備箇所にかかる年度計画を取りまとめ、国がこれに同意。

連結許可、協定変更等の所要の手続きを経て事業を実施。

2 法第4条第10項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

(1) 平日夜間割引()

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日を除く。)の午後10時から翌午前0時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

割引率

30%

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで。(ただし、一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(別紙-2に掲げる高速道路と連続して通行する場合を除く。)及び一般国道478号(京都縦貫自動車道)にあっては平成20年11月11日から平成30年3月31日までとし、一般国道1号(第二京阪道路)、一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))、一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))、一般国道10号(椎田道路)、一般国道10号(宇佐別府道路)、一般国道10号(日出バイパス)、一般国道10号(延岡南道路)、一般国道10号(隼人道路)、一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))、一般国道31号(広島呉道路)、一般国道34号(長崎バイパス)、一般国道165号及び166号(南阪奈道路)、一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))及び一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))にあっては平成21年3月30日から平成30年3月31日までとし、一般国道201号(八木山バイパス)にあっては平成21年6月1日から平成27年2月25日までとする。)

(2) 平日夜間割引 ()

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前4時から午前6時までの間又は午後8時から午後10時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(23) ()の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

割引率

30%

適用する期間

平成21年3月30日から平成23年3月31日まで。(ただし、一般国道201号(八木山バイパス)については平成21年6月1日から平成23年3月31日までとする。)

(3) 平日深夜割引

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(23) ()又は()の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

割引率

50%

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで。(ただし、一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(別紙-2に掲げる高速道路と連続して通行する場合を除く。)及び一般国道478号(京都縦貫自動車道)にあっては平成20年11月11日から平成30年3月31日までとし、一般国道1号(第二京阪道路)、一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))、一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))、一般国道10号(椎田道路)、一般国道10号(宇佐別府道路)、一般国道10号(日出バイパス)、一般国道10号(延岡南道路)、一般国道10号(隼人道路)、一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))、一般国道31号(広島呉道路)、一般国道34号(長崎バイパス)、一般国道165号及び166号(南阪奈道路)、一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))及び一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))にあっては平成21年3月30日から平成30年3月31日までとし、一般国道201号(八木山バイパス)にあっては平成21年6月1日から平成27年2月25日までとする。)

(4) 休日深夜割引

割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(8)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

割引率

50%

適用する期間

平成21年4月29日から平成23年3月31日まで。(ただし、一般国道201号(八木山バイパス)については平成21年6月1日から平成23年3月31日までとする。)

(5) 平日昼間割引()

割引をする自動車

対距離制を適用する区間(別紙-2に掲げる高速道路のうち別紙-3に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。)又は別紙-5のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し(別紙-4に掲げる大都市近郊区間のみを除外する。)かつ、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が実施する平日昼間割引()を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙-3に掲げる均一制を適用する区間、一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))、一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))、一般国道31号(広島呉道路)、一般国道34号(長崎バイパス)、一般国道478号(京都縦貫自動車道)、一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))又は一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))を含む場合。

高速自動車国道中央自動車道西宮線と一般国道478号(京都縦貫自動車道)を、高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジと一般国道478号(京都縦貫自動車道)の沓掛インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)

高速自動車国道近畿自動車道敦賀線と一般国道478号(京都縦貫自動車道)を、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション(ただし、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)の京丹波わちインターチェンジ(京都府道路公社が管理する京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の末端のインターチェンジとする。)を連続して通行する場合に限る。)と一般国道478号(京都縦貫自動車道)の丹波インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道165号及び166号(南阪奈道路)を、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと一般国道165号及び166号(南阪奈道路)の羽曳野インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号(広島呉道路)を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線と一般国道31号(広島呉道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

一般国道2号(広島岩国道路)と一般国道31号(広島呉道路)を、一般国道2号(広島岩国道路)の廿日市インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線と一般国道9号(安来道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと一般国道9号(安来道路)の米子西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線と一般国道9号(安来道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと一般国道9号(安来道路)の東出雲インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道四国縦貫自動車道と高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線を、高速自動車国道四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))の鹿児島西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道10号(椎田道路)を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)

高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(椎田道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ(ただし、高速自動車国道東九州自動車道の行橋インターチェンジ供用の日からは同インターチェンジとする。)を經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)

一般国道10号(椎田道路)と一般国道10号(宇佐別府道路)を、一般国道10号(宇佐別府道路)の宇佐インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)

高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道201号(八木山バイパス)を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(延岡南道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の佐伯インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(延岡南道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の西都インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち門川インターチェンジから西都インターチェンジまで全区間が供用する日の前日までに限る。)

一般国道1号及び478号(京滋バイパス)と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)の巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合とする。)

一般国道1号(第二京阪道路)と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、一般国道1号(第二京阪道路)の八幡東インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の田辺北インターチェンジ又は一般国道1号(第二京阪道路)の枚方東インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の田辺西インターチェンジを経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合とする。)

割引率

30%。

ただし、別紙-4に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成21年3月30日から平成21年7月7日まで。(ただし、一般国道201号(八木山バイパス)については平成21年6月1日から平成21年7月7日までとする。)

(6) 平日昼間割引()

割引をする自動車

対距離制を適用する区間(別紙-2に掲げる高速道路のうち別紙-3に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。)又は別紙-5のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し(別紙-4に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。)かつ、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

割引率

30%。

ただし、当該通行が100キロメートル（別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く。）を超える場合は、100キロメートルの通行に係る料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成21年7月8日から平成23年3月31日まで。

(7) 休日昼間割引

割引をする自動車

対距離制を適用する区間（別紙 - 2 に掲げる高速道路のうち別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。）又は別紙 - 5 のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し（別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。）かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が実施する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。また、上記自動車のうち、(8)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間、一般国道3号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））、一般国道24号（京奈和自動車道（京奈道路））、一般国道31号（広島呉道路）、一般国道34号（長崎バイパス）、一般国道478号（京都縦貫自動車道）、一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））又は一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））を含む場合。

高速自動車国道中央自動車道西宮線と一般国道478号（京都縦貫自動車道）を、高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジと一般国道478号（京都縦貫自動車道）の沓掛インターチェンジを經由し連続して通行する場合（ただし、一般国道478号（京都縦貫自動車道）のうち大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）

<p>高速自動車国道近畿自動車道敦賀線と一般国道478号(京都縦貫自動車道)を、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション(ただし、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)の京丹波わちインターチェンジ(京都府道路公社が管理する京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の末端のインターチェンジとする。)を連続して通行する場合に限る。)と一般国道478号(京都縦貫自動車道)の丹波インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道165号及び166号(南阪奈道路)を、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと一般国道165号及び166号(南阪奈道路)の羽曳野インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)</p>
<p>高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号(広島呉道路)を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線と一般国道31号(広島呉道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>一般国道2号(広島岩国道路)と一般国道31号(広島呉道路)を、一般国道2号(広島岩国道路)の廿日市インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線と一般国道9号(安来道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと一般国道9号(安来道路)の米子西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線と一般国道9号(安来道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと一般国道9号(安来道路)の東出雲インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道四国縦貫自動車道と高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線を、高速自動車国道四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))の鹿児島西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>

<p>高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道10号(椎田道路)を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(椎田道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ(ただし、高速自動車国道東九州自動車道の行橋インターチェンジ供用の日からは同インターチェンジとする。)を經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>一般国道10号(椎田道路)と一般国道10号(宇佐別府道路)を、一般国道10号(宇佐別府道路)の宇佐インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道201号(八木山バイパス)を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(延岡南道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の佐伯インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(延岡南道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の西都インターチェンジ(高速自動車国道東九州自動車道の門川インターチェンジから西都インターチェンジまで区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち門川インターチェンジから西都インターチェンジまで全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>一般国道1号及び478号(京滋バイパス)と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)の巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合とする。)</p>

一般国道1号(第二京阪道路)と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、一般国道1号(第二京阪道路)の八幡東インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の田辺北インターチェンジ又は一般国道1号(第二京阪道路)の枚方東インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の田辺西インターチェンジを経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合とする。)

割引率

50%。

ただし、別紙-4に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで。(ただし、一般国道478号(京都縦貫自動車道)にあっては平成20年11月15日から平成30年3月31日までとし、一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))、一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))、一般国道10号(椎田道路)、一般国道10号(宇佐別府道路)、一般国道10号(日出バイパス)、一般国道10号(延岡南道路)、一般国道10号(隼人道路)、一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))、一般国道31号(広島呉道路)、一般国道34号(長崎バイパス)、一般国道165号及び166号(南阪奈道路)、一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))及び一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))にあっては平成21年3月28日から平成30年3月31日までとし、一般国道201号(八木山バイパス)にあっては平成21年6月1日から平成27年2月25日までとする。)

(8) 休日特別割引

割引をする自動車

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日及び下表に掲げる日に別紙 - 2 又は別紙 - 5 に掲げる高速道路を通行する E T C 車のうち、軽自動車等及び普通車。

平成 2 1 年 1 1 月 2 日
平成 2 2 年 2 月 1 2 日
平成 2 2 年 4 月 3 0 日
平成 2 2 年 9 月 2 4 日
平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日
平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日
平成 2 3 年 1 月 3 日

割引率

(イ) 地方部 ((口) に定める区間以外の区間)

5 0 %。

ただし、割引後の料金の額が 1 , 0 0 0 円を超える場合には、料金は 1 , 0 0 0 円とする。

なお、下表に掲げる場合 (二以上の場合に該当し得るときを含む。) におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額 ((口) に係る料金の額を除く。) を合算した額が 1 , 0 0 0 円を超える場合は、これを 1 , 0 0 0 円とする (平成 2 1 年 4 月 2 9 日から適用する。)

ただし、下表中、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と一般国道 1 9 6 号 (今治・小松自動車道 (今治小松道路)) を連続して通行する場合又は高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と高速自動車国道四国縦貫自動車道を連続して通行する場合において、高速自動車国道中国縦貫自動車道の作東インターチェンジ及び高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の備前インターチェンジ以西のみの区間と高速自動車国道四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジ及び高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線の鳴門インターチェンジ以西のみの区間を通行する場合に限り、平成 2 1 年 3 月 2 8 日から適用する。)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間、一般国道 3 4 号 (長崎バイパス)、一般国道 4 9 7 号 (西九州自動車道 (武雄佐世保道路)) 又は一般国道 4 9 7 号 (西九州自動車道 (佐世保道路)) を含む場合。

高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線と一般国道 9 号 (安来道路) を、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと一般国道 9 号 (安来道路) の米子西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線と一般国道9号(安来道路)と高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線を、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと一般国道9号(安来道路)の米子西インターチェンジ及び一般国道9号(安来道路)の東出雲インターチェンジと高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道四国縦貫自動車道と高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線を、高速自動車国道四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道165号及び166号(南阪奈道路)を、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと一般国道165号及び166号(南阪奈道路)の羽曳野インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)

高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))の鹿児島西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号(広島呉道路)を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、広島高速道路公社が管理する高速1号線及び高速2号線の全区間が供用した日以降に広島高速道路公社が管理する高速1号線及び高速2号線を連続して通行する場合に限る。)

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))の今治湯ノ浦インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と高速自動車国道四国縦貫自動車道を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと高速自動車国道四国縦貫自動車道の松山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

(ロ) 大都市部(別紙-3に掲げる均一制を適用する区間及び別紙-4に掲げる大都市近郊区間並びに別紙-5のD及びEに掲げる高速道路)

30%。

ただし、午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合については50%とする。

適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日まで。(ただし、一般国道201号(八木山バイパス)については平成21年6月1日から平成23年3月31日までとする。)

(9) 通勤割引(距離制限緩和)

割引をする自動車

対距離制を適用する区間(別紙-2に掲げる高速道路のうち別紙-3に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。)又は別紙-5のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し(別紙-4に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。)かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車(平成23年4月1日から平成24年4月12日までの間については月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の通行に限る。)

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が実施する通勤割引(距離制限緩和)を含む。)の適用を1回受けた後、同時帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。また、上記自動車のうち、(8)又は(23)()若しくは()の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙-3に掲げる均一制を適用する区間、一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))、一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))、一般国道31号(広島呉道路)、一般国道34号(長崎バイパス)、一般国道478号(京都縦貫自動車道)、一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))又は一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))を含む場合。

高速自動車国道中央自動車道西宮線と一般国道478号(京都縦貫自動車道)を、高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジと一般国道478号(京都縦貫自動車道)の沓掛インターチェンジを経由し連続して通行する場合(ただし、一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)

<p>高速自動車国道近畿自動車道敦賀線と一般国道478号(京都縦貫自動車道)を、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション(ただし、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)の京丹波わちインターチェンジ(京都府道路公社が管理する京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の末端のインターチェンジとする。)を連続して通行する場合に限る。)と一般国道478号(京都縦貫自動車道)の丹波インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道165号及び166号(南阪奈道路)を、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと一般国道165号及び166号(南阪奈道路)の羽曳野インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)</p>
<p>高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号(広島呉道路)を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線と一般国道31号(広島呉道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>一般国道2号(広島岩国道路)と一般国道31号(広島呉道路)を、一般国道2号(広島岩国道路)の廿日市インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線と一般国道9号(安来道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと一般国道9号(安来道路)の米子西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線と一般国道9号(安来道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと一般国道9号(安来道路)の東出雲インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道四国縦貫自動車道と高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線を、高速自動車国道四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))の鹿児島西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>

<p>高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道10号(椎田道路)を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(椎田道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ(ただし、高速自動車国道東九州自動車道の行橋インターチェンジ供用の日からは同インターチェンジとする。)を經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>一般国道10号(椎田道路)と一般国道10号(宇佐別府道路)を、一般国道10号(宇佐別府道路)の宇佐インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道201号(八木山バイパス)を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(延岡南道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の佐伯インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(延岡南道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の西都インターチェンジ(高速自動車国道東九州自動車道の門川インターチェンジから西都インターチェンジまで区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち門川インターチェンジから西都インターチェンジまで全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>一般国道1号及び478号(京滋バイパス)と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)の巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合とする。)</p>

一般国道1号(第二京阪道路)と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、一般国道1号(第二京阪道路)の八幡東インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の田辺北インターチェンジ又は一般国道1号(第二京阪道路)の枚方東インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の田辺西インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合とする。)

割引率

50%。

ただし、当該通行が100キロメートル(別紙-4に掲げる大都市近郊区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く)を超える場合は、100キロメートルの通行に係る料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成21年7月8日から平成24年4月12日まで。

(10) 一般国道1号(第二京阪道路)等における深夜割引

割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に一般国道1号及び478号(京滋バイパス)を除く別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車。

割引率

30%

適用する期間

平成21年3月28日から平成30年3月31日まで。(ただし、一般国道1号(第二京阪道路)にあつては平成21年3月28日から平成22年3月31日までとし、一般国道2号(広島岩国道路)、一般国道9号(安来道路)、一般国道9号(江津道路)、一般国道11号(高松東道路)、一般国道31号(広島呉道路)及び一般国道42号(湯浅御坊道路)にあつては平成23年4月1日から平成30年3月31日までとし、一般国道201号(八木山バイパス)にあつては平成21年6月1日から平成27年2月25日までとする。)

(11) 一般国道2号(広島岩国道路)等における通勤割引

割引をする自動車

別紙-5のうちA、B又はCに掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路

株式会社が実施する通勤割引を含む。)の適用を1回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。また、上記自動車のうち、(8)(9)又は(23) ()若しくは()の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙-3に掲げる均一制を適用する区間、一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))、一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))、一般国道31号(広島呉道路)、一般国道34号(長崎バイパス)、一般国道478号(京都縦貫自動車道)、一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))又は一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))を含む場合。

高速自動車国道中央自動車道西宮線と一般国道478号(京都縦貫自動車道)を、高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジと一般国道478号(京都縦貫自動車道)の沓掛インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)

高速自動車国道近畿自動車道敦賀線と一般国道478号(京都縦貫自動車道)を、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション(ただし、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)の京丹波わちインターチェンジ(京都府道路公社が管理する京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の末端のインターチェンジとする。)を連続して通行する場合に限る。)と一般国道478号(京都縦貫自動車道)の丹波インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道165号及び166号(南阪奈道路)を、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと一般国道165号及び166号(南阪奈道路)の羽曳野インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号(広島呉道路)を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

<p>高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線と一般国道31号(広島呉道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>一般国道2号(広島岩国道路)と一般国道31号(広島呉道路)を、一般国道2号(広島岩国道路)の廿日市インターチェンジと一般国道31号(広島呉道路)の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線と一般国道9号(安来道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと一般国道9号(安来道路)の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線と一般国道9号(安来道路)を、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと一般国道9号(安来道路)の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道10号(椎田道路)を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(椎田道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ(ただし、高速自動車国道東九州自動車道の行橋インターチェンジ供用の日からは同インターチェンジとする。)を経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>一般国道10号(椎田道路)と一般国道10号(宇佐別府道路)を、一般国道10号(宇佐別府道路)の宇佐インターチェンジを経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)</p>
<p>高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道201号(八木山バイパス)を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(延岡南道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の佐伯インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>

高速自動車国道東九州自動車道と一般国道10号(延岡南道路)を、高速自動車国道東九州自動車道の西都インターチェンジ(高速自動車国道東九州自動車道の門川インターチェンジから西都インターチェンジまで区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東九州自動車道のうち門川インターチェンジから西都インターチェンジまで全区間が供用する日の前日までに限る。)

一般国道1号及び478号(京滋バイパス)と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)の巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合とする。)

一般国道1号(第二京阪道路)と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、一般国道1号(第二京阪道路)の八幡東インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の田辺北インターチェンジ又は一般国道1号(第二京阪道路)の枚方東インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の田辺西インターチェンジを經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線と一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))を、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合とする。)

割引率

50%

適用する期間

平成21年3月28日から平成30年3月31日まで。(ただし、一般国道2号(広島岩国道路)、一般国道9号(安来道路)、一般国道9号(江津道路)、一般国道11号(高松東道路)及び一般国道42号(湯浅御坊道路)にあっては平成23年4月1日から平成30年3月31日までとし、一般国道201号(八木山バイパス)にあっては平成21年6月1日から平成27年2月25日までとする。)

(1 2) 一般国道 1 号 (第二京阪道路) 等における早朝夜間割引
割引をする自動車

別紙 - 5 のうち、B に掲げる高速道路又は D に掲げる高速道路のうち一般国道 1 号 (第二京阪道路) を通行する自動車のうち、別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間又は別紙 - 5 の D に掲げる高速道路の全部又は一部を含む 1 0 0 キロメートル以内の区間 (一般国道 4 2 号 (湯浅御坊道路) については別紙 - 3 の均一制を適用する区間の全部又は一部を含む区間) を通行し、かつ、午後 1 0 時から翌午前 6 時までの間に料金所を通行する E T C 車。

なお、上記自動車のうち、(3) (4) (8) 又は (2 3) () 若しくは () の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

割引率

5 0 %

適用する期間

平成 2 1 年 3 月 2 8 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで。(ただし、一般国道 1 号 (第二京阪道路) にあっては平成 2 1 年 3 月 2 8 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとし、一般国道 4 2 号 (湯浅御坊道路) にあっては平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとし、一般国道 4 7 8 号 (京都縦貫自動車道) にあっては平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。)

(1 3) 大口・多頻度割引の契約単位割引

割引をする自動車

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社 (以下「3 会社」という。) との契約により貸与された E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車。

割引率

に定める契約に基づく利用者による別紙 - 2 に掲げる高速自動車国道の月間利用額 (東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。) の合計額が 4 5 0 万円を超え、かつ、利用者による別紙 - 2 に掲げる高速自動車国道の自動車 1 台当たりの月間平均利用額 (東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の自動車 1 台毎の月間利用額と合算して計算する。) が 2 万 7 千円を超える場合 (ただし、 に定める契約に基づく利用者による別紙 - 2 に掲げる高速自動車国道の月間利用額 (中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。) の合計額が 5 0 0 万円を超え、かつ、利用者による別紙 - 2 に掲げる高速自動車国道の自動車 1 台当たりの月間平均利用額 (中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の自動車 1 台毎の月間利用額と合算して計算する。) が 3 万円を超える場合を除く。) にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5 % の割引を行う。

適用する期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで。

(14) 休日バス割引

割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日に高速道路(一般国道481号(関西国際空港連絡橋)を除く。)を通行するETC車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(ただし、3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)

割引率

30%

適用する期間

平成21年7月4日から平成23年3月31日まで。

(15) 関門特別区間等割引

割引をする自動車

高速自動車国道関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間又は高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線の海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

割引率

30%。

ただし、利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額に適用するものとする。

なお、高速自動車国道関門自動車道の下関インターチェンジと門司港インターチェンジ相互間のみを通行する場合には、次表の額を割引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50円	50円	50円	150円	250円

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

(1 6) 一般国道 2 号 (広島岩国道路) における割引

割引をする自動車

E T C 車。

割引率

3 0 %。

ただし、一般国道 2 号 (広島岩国道路) の料金に適用する。

適用する期間

平成 2 1 年 5 月 1 3 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで。

(1 7) 高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引

割引をする自動車

一般国道 1 号 (第二京阪道路) の京田辺松井インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまでのいずれかのインターチェンジと高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線及び阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪東大阪線を連続して通行する E T C 車。

割引率

5 0 %。

ただし、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の料金に適用する。

適用する期間

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで。

(1 8) 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引

割引をする自動車

一般国道 1 6 5 号及び 1 6 6 号 (南阪奈道路) 大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行する E T C 車。

割引率

5 0 %。

ただし、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線の料金に適用する。

適用する期間

平成 2 1 年 5 月 1 3 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで。

(1 9) 一般国道 1 号 (第二京阪道路) 連続利用割引

割引をする自動車

一般国道 1 号 (第二京阪道路) の起点、巨椋池インターチェンジ、久御山南インターチェンジ、一般国道 1 号及び 4 7 8 号 (京滋バイパス) の笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと一般国道 1 号 (第二京阪道路) の寝屋川北インターチェンジ、第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間を連続して通行する E T C 車。

一般国道 1 号 (第二京阪道路) の起点とは、京都市道高速道路 2 号線に接続する箇所をいう。以下同じ。

割引額

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	1 5 0 円	2 5 0 円	3 5 0 円	5 0 0 円	1 , 0 0 0 円

ただし、一般国道 1 号 (第二京阪道路) の起点と一般国道 1 号 (第二京阪道路) の寝屋川北インターチェンジ、第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間にあつては次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	2 5 0 円	3 5 0 円	4 5 0 円	6 5 0 円	1 , 3 0 0 円

なお、本割引は一般国道 1 号 (第二京阪道路) の料金に適用する。

適用する期間

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで。

(2 0) 高速自動車国道中央自動車道西宮線、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線、一般国道 1 号及び 4 7 8 号 (京滋バイパス) 及び一般国道 1 号 (第二京阪道路) ネットワーク利用割引

割引をする自動車

高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の各インターチェンジ相互間を、一般国道 1 号 (第二京阪道路) を利用し連続して通行する E T C 車。

割引額

に定める通行をする場合において、高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと一般国道 (第二京阪道路) の門真ジャンクション間の料金を高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと高速自動車国道中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金と同額にする。

ただし、一般国道 1 号 (第二京阪道路) の起点、巨椋池インターチェンジ、一般国道 1 号及び 4 7 8 号 (京滋バイパス) の笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと一般国道 1 号 (第二京阪道路) の門真ジャンクション間を相互に連続して通行する場合について、本割引を適用す

る場合の料金の額が一般国道1号（第二京阪道路）連続利用割引を適用する場合の料金の額に比べて高い場合、高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと高速自動車国道中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金を一般国道1号（第二京阪道路）連続利用割引を適用した場合の料金と同額とする。

なお、本割引は一般国道1号（第二京阪道路）の料金に適用し、ただし書きについては、一般国道1号及び478号（京滋バイパス）及び一般国道1号（第二京阪道路）の料金に適用する。

適用する期間

平成22年4月1日から平成30年3月31日まで。

（21）高速自動車国道沖縄自動車道特別割引

割引をする自動車

高速自動車国道沖縄自動車道を通行するETC車。

割引額

別紙-6に定めるとおりとする。

適用する期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで。

（22）休日夜間割引

割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午後10時から翌午前0時までの間に高速自動車国道中央自動車道西宮線の栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の草津田上インターチェンジ、高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ、一般国道1号（第二京阪道路）の起点から京田辺松井インターチェンジまでの間の各インターチェンジ又は一般国道1号及び478号（京滋バイパス）の各インターチェンジを流出するETC車。

割引率

30%

適用する期間

平成21年4月4日から平成23年3月31日まで。

（23）平成21年度お盆期間特別割引

割引をする自動車

（ ）（ ）に定める日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

（ ）（ ）に定める日に高速道路（一般国道481号（関西国際空港連絡橋）を除く。）を通行するETC車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(ただし、3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)

- () ()に定める日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

割引率

- () ()に定める自動車の場合
(8) に定める割引率とする。

- () ()に定める自動車の場合
30%

- () ()に定める自動車の場合
50%

適用する期間

- ()平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

- ()平成21年8月3日、平成21年8月4日、平成21年8月5日、平成21年8月10日、平成21年8月11日、平成21年8月12日、平成21年8月17日及び平成21年8月18日。

なお、本計画に定める割引を含めた割引相互間の重複適用関係については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条及び高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条に基づく協定において定める。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第4条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

【百万円】

東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社、 及び西日本高速道路株式会社 に係る高速道路貸付料の額の減額	うち西日本高速道路株式会社に係る額
2,479,770	838,304

3 一般会計に承継される機構債務

法第4条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務	承継額（百万円）		利率 （％）	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
政府保証に号 第166回道路債券	97,771	96,954	817	2.10	平成21年3月25日 4月30日 10月30日
政府保証に号 第167回道路債券	288,857	280,700	8,157	0.70	平成25年4月24日 2月28日 8月28日
政府保証に号 第168回道路債券	83,389	81,324	2,065	0.60	平成25年5月23日 2月28日 8月28日
政府保証に号 第177回道路債券	163,111	150,900	12,211	1.50	平成26年4月22日 5月30日 11月30日
政府保証に号 第178回道路債券	200,413	183,101	17,312	1.50	平成27年3月20日 5月30日 11月30日
財政融資資金貸付金借入金 11001	54,328	53,800	528	2.00	平成21年4月27日 4月30日 10月30日

財政融資資金貸付金借入金 11002	101,476	100,500	976	1.70	平成21年5月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11003	42,849	42,400	449	1.60	平成21年6月28日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11004	28,515	28,100	415	2.00	平成21年7月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11005	52,043	51,200	843	2.00	平成21年8月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11006	77,157	75,700	1,457	2.10	平成21年9月29日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11007	27,613	27,100	513	1.90	平成21年10月28日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11008	27,376	26,800	576	2.00	平成21年11月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11009	146,821	143,373	3,448	2.10	平成21年12月22日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11009	32,797	32,027	770	2.10	平成21年12月22日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11010	40,179	39,161	1,018	2.10	平成22年1月25日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11013	128,641	125,100	3,541	2.10	平成22年4月26日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 12003	89,824	87,300	2,524	1.90	平成22年6月28日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 12004	18,146	17,613	533	1.90	平成22年7月23日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 13001	261,468	254,335	7,133	1.20	平成23年4月22日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14001	199,542	190,000	9,542	1.50	平成24年4月25日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14002	71,686	68,180	3,506	1.50	平成24年5月24日	6月20日 12月20日

(注1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の軽減額(現行の収支明細における前提条件に基づき算定)を考慮している。

4 計画期間

平成20年10月14日から料金徴収期間満了の日まで。ただし、**1**2にあつては平成30年3月31日までとする。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告するとともに、スマートインターチェンジ整備事業の状況等を踏まえて、必要に応じて本計画の変更を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

- (1) 高速自動車国道中央自動車道西宮線 (東近江市から西宮市まで (八日市インターチェンジを含まない。))
- (2) 高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
- (3) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (甲賀市から神戸市まで (甲賀土山インターチェンジを含む。))
- (4) 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
- (5) 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (三木市から小浜市まで ((仮称) 小浜インターチェンジを含む。))
- (6) 高速自動車国道中国縦貫自動車道
- (7) 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線
- (8) 高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線
- (9) 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線
- (10) 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線
- (11) 高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線
- (12) 高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線
- (13) 高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線
- (14) 高速自動車国道四国縦貫自動車道
- (15) 高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線
- (16) 高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線
- (17) 高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線
- (18) 高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線
- (19) 高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線
- (20) 高速自動車国道東九州自動車道
- (21) 高速自動車国道関西国際空港線
- (22) 高速自動車国道関門自動車道
- (23) 高速自動車国道沖縄自動車道
- (24) 一般国道 1 号 (京滋バイパス)
- (25) 一般国道 1 号 (第二京阪道路)
- (26) 一般国道 2 号 (第二神明道路)
- (27) 一般国道 2 号 (広島岩国道路)
- (28) 一般国道 3 号 (南九州西回り自動車道 (八代日奈久道路))
- (29) 一般国道 3 号 (南九州西回り自動車道 (市来 ~ 鹿児島西))
- (30) 一般国道 9 号 (安来道路)
- (31) 一般国道 9 号 (江津道路)
- (32) 一般国道 10 号 (椎田道路)
- (33) 一般国道 10 号 (宇佐別府道路)
- (34) 一般国道 10 号 (日出バイパス)
- (35) 一般国道 10 号 (延岡南道路)
- (36) 一般国道 10 号 (隼人道路)

- (3 7) 一般国道 1 1 号 (高松東道路)
- (3 8) 一般国道 2 4 号 (京奈和自動車道 (京奈道路))
- (3 9) 一般国道 3 4 号 (長崎バイパス)
- (4 0) 一般国道 4 2 号 (湯浅御坊道路)
- (4 1) 一般国道 1 9 6 号 (今治・小松自動車道 (今治小松道路))
- (4 2) 一般国道 4 7 8 号 (京滋バイパス)
- (4 3) 一般国道 4 7 8 号 (京都縦貫自動車道)
- (4 4) 一般国道 4 9 7 号 (西九州自動車道 (武雄佐世保道路))
- (4 5) 一般国道 4 9 7 号 (西九州自動車道 (佐世保道路))

- ・高速自動車国道中央自動車道西宮線（東近江市から西宮市まで（八日市インターチェンジを含まない。））
- ・高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
- ・高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（甲賀市から神戸市まで（甲賀土山インターチェンジを含む。））
- ・高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
- ・高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（三木市から小浜市まで（（仮称）小浜インターチェンジを含む。））
- ・高速自動車国道中国縦貫自動車道
- ・高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線
- ・高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線
- ・高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線
- ・高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線
- ・高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線
- ・高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線
- ・高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線
- ・高速自動車国道四国縦貫自動車道
- ・高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線
- ・高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線
- ・高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線
- ・高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線
- ・高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線
- ・高速自動車国道東九州自動車道
- ・高速自動車国道関西国際空港線
- ・高速自動車国道関門自動車道
- ・高速自動車国道沖縄自動車道

- ・高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（天理インターチェンジから香芝インターチェンジまで、香芝インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまで、松原インターチェンジから吹田インターチェンジまで）
- ・高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまで）

別紙 - 4

- ・ 高速自動車国道中央自動車道西宮線（大津インターチェンジから西宮インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道名古屋線（宇治田原インターチェンジから川西インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道中国縦貫自動車道（中国吹田インターチェンジから西宮北インターチェンジまで）

A	一般国道2号(広島岩国道路)
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))
	一般国道9号(江津道路)
	一般国道10号(宇佐別府道路)
	一般国道10号(日出バイパス)
	一般国道10号(隼人道路)
	一般国道11号(高松東道路)
	一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))
B	一般国道42号(湯浅御坊道路)
	一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち大山崎インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間
C	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))
	一般国道9号(安来道路)
	一般国道10号(椎田道路)
	一般国道10号(延岡南道路)
	一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))
	一般国道31号(広島呉道路)
	一般国道34号(長崎バイパス)
	一般国道165号(南阪奈道路)
	一般国道166号(南阪奈道路)
	一般国道201号(八木山バイパス)
	一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち篠インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間
	一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))
	一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))
D	一般国道1号(京滋バイパス)
	一般国道1号(第二京阪道路)のうち京都府伏見区向島大黒(起点)から京田辺市松井までの区間
	一般国道478号(京滋バイパス)
E	一般国道1号(第二京阪道路)のうち京田辺市松井から門真市大字葎島までの区間

別紙 - 6

軽自動車等

450	400	350	300	300	250	200	150	150	100	—	那覇
450	350	300	300	250	200	200	150	100	50	西原 ジャンクション	
400	350	300	250	250	200	150	100	100	西原		
350	300	250	200	200	100	100	50	北中城			
—	—	—	—	—	—	—	—	喜舎場			
300	250	200	200	150	100	沖繩南					
300	250	150	100	100	沖繩北						
200	150	100	50	石川							
—	—	—	屋嘉								
150	100	金武									
100	宜野座										
許田											

中型車

650	550	500	450	400	300	250	—	200	100	—	那覇
650	550	450	400	350	300	250	—	150	100	西原 ジャンクション	
600	500	450	350	350	250	200	—	100	西原		
550	450	350	300	250	200	100	—	北中城			
—	—	—	—	—	—	—	—	喜舎場			
500	400	300	250	200	100	沖繩南					
400	300	200	150	100	沖繩北						
300	200	100	50	石川							
—	—	—	屋嘉								
200	100	金武									
100	宜野座										
許田											

特大車

1,400	1,200	1,050	900	850	650	500	—	350	200	—	那覇
1,350	1,150	1,000	850	800	550	450	—	300	150	西原 ジャンクション	
1,250	1,050	900	750	700	500	350	—	200	西原		
1,100	900	750	600	550	350	200	—	北中城			
—	—	—	—	—	—	—	—	喜舎場			
950	750	600	450	400	200	沖繩南					
850	600	450	300	250	沖繩北						
600	400	250	100	石川							
—	—	—	屋嘉								
450	250	金武									
250	宜野座										
許田											

普通車

550	500	400	350	350	250	200	200	150	100	—	那覇
550	450	400	350	300	250	200	150	150	100	西原 ジャンクション	
500	450	350	300	300	200	150	100	100	西原		
450	350	300	250	250	150	100	50	北中城			
—	—	—	—	—	—	—	—	喜舎場			
400	300	250	200	200	100	沖繩南					
350	250	200	150	100	沖繩北						
300	200	100	50	石川							
—	—	—	屋嘉								
200	100	金武									
100	宜野座										
許田											

大型車

850	750	650	550	550	400	300	—	250	100	—	那覇
850	700	600	550	500	350	300	—	200	100	西原 ジャンクション	
800	650	550	500	450	300	250	—	150	西原		
700	550	450	400	350	200	100	—	北中城			
—	—	—	—	—	—	—	—	喜舎場			
600	500	350	300	250	100	沖繩南					
500	400	300	200	200	沖繩北						
350	250	100	100	石川							
—	—	—	屋嘉								
250	100	金武									
100	宜野座										
許田											

以上